基安計発第 0112001 号 平成17年1月12日

都道府県労働局労働基準部長

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長 (公印省略)

安全衛生指導結果を登録するための労働基準行政情報システムの改修等について (追加意見照会)

平成16年8月24日付け基安計発第 0824001 号により都道府県労働局労働 基準部長に対し、意見を聴取したところですが、安全衛生指導結果等情報の指 導事項の登録については、各局の意見を踏まえ、別添のとおり改めたいと考え ております。

また、前回提示していなかった指導事項については、別紙中に定めることとしております。

つきましては、指導事項を含む別添について意見等ございましたら、1月25日(火)までに様式に記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより提出いただきますようお願いします。

担当:厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

川越、今井

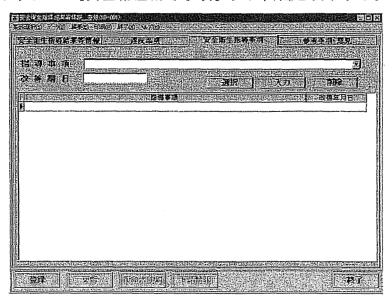
電話: 03-5253-1111 (内線 5478、5476)

FAX : 03-3502-1598

電子メール: kawagoe-toshiharu@mhlw.go.jp

imai-yoshihito@mhlw.go.jp

⑥ 安全衛生指導事項を入力する場合には、[安全衛生指導事項] タブをクリックし、[安全衛生指導事項] タブ画面を表示する。



- ア 指導事項を一覧へ入力する。
 - i 指導事項及び改善期日を入力し、[入力]ボタンをクリックする。
 - ※ 指導事項の種類は別紙参照
 - 画面下部の指導事項一覧に入力した指導事項が表示される。
 - 既に入力されている指導事項と同一の指導事項を入力した場合はエラーメッセージが表示される。
 - ・ 改善期日の登録は任意であるが、入力欄をダブルクリックすると、[日付入力ダイアログ] 画面での入力ができる。
 - ii 入力したい指導事項が複数ある場合には、各項目の入力及び [入力] ボタンのクリックを繰り返す。
- イ 指導事項を修正する。
 - i 一覧で修正したい指導事項を選択し、[選択] ボタンをクリック する。
 - 選択した指導事項の内容が各項目に表示される。
 - ii 内容を修正し、[入力] ボタンをクリックする。
 - ・ 一覧に修正した指導事項が表示される。
- ウ 指導事項を削除する。
 - i 一覧で削除したい指導事項を選択する。
 - ii [削除] ボタンをクリックする。
 - ・ 一覧から選択した指導事項が削除される。

指導事項一覧

安全衛生指導を行った場合には、以下の指導事項から該当するものを選 択する。

また、1つの指導事項につき以下の指導事項に該当するものが2つ以上ある場合には、該当するものをすべて選択する。

	Trains de la	THE WAY
番号	指導事項	説明
1	安全衛生管理活動	安全衛生管理活動、安全衛生委員会の活動状況
		等について指導を行った場合に選択する(総括
		安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安
		全衛生推進者、産業医、作業主任者、統括安全
		衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛
	,	生管理者、安全衛生責任者等の能力向上に関す
		る指導を含む。)。
2	圧力容器	ボイラー又は圧力容器(ボイラー及び圧力容器
		安全規則適用外のもの、配管及び付属品を含
		む。)に関することについて指導を行った場合
		に選択する(ボイラー取扱作業主任者の職務に
		関する指導を含む。)。
3	動力クレーン等	動力による物上げ装置(クレーン等安全規則適
		用外のもの及び巻上用ワイヤロープ等物上げ装
		置の一部になった状態のものも含む。)に関す
		る指導を行った場合に選択する。
4	 食品加工用機械	食品加工用機械又は食品包装機械に関する指導
-		を行った場合に選択する。
5	木材加工用機械	製材機械、合板用機械又は木工機械(自動送り
		装置を有するもの及び携帯式動力工具を含む。)
		に関する指導を行った場合に選択する(木材加
		工用機械作業主任者の職務に関する指導を含
		む。)。
6	プレス機械	動力により駆動されるクランクプレス、フリク
		ションプレス、ナックルプレス、油圧プレス等
		(鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。)
		に関する指導を行った場合に選択する。
7	 一般動力機械	食品加工用機械、木材加工用機械、プレス機械、
'	MI. XVI. LV. FAE XVI	動力運搬機、建設機械等を除く一般の動力機械
1		为77年以外、产权从外可已办、 从 23771次

		に関する指導を行った場合に選択する。
8	動力運搬機	動力を用いて運搬する機械(動力クレーン等及)
.		び乗物を除き、軌道装置を含む。)に関する指
		導を行った場合に選択する。
9	建設機械等	掘削、積込み、運搬(いわゆる自動車によるも
		のを除く)、締固め等に用いる機械(高所作業
		車を含む。)に関する指導を行った場合に選択
		する。
10	型枠支保工	型枠支保工に関する指導を行った場合に選択す
		る。
11	爆発・火災等	爆発、火災若しくは破裂の防止又はその危害の
		防止に関する指導を行った場合に選択する(静
	7	電気の除去等着火原に対する指導、避難に関す
		る指導を含み、ボイラー及び圧力容器に関する
		指導を除く。)
12	感電	感電による危険の防止に関する指導を行った場
	,	合に選択する。
13	掘削作業等	掘削作業等(明り掘削の作業、ずい道等の建設
		の作業等及び採石作業)における危険の防止に
		関する指導を行った場合に選択する。
14	荷役作業等	荷役作業等における危険の防止に関する指導を
		行った場合に選択する(揚貨装置に関する指導
		を含む。)
15	伐木作業等	伐木、造材、集材、運材等における危険の防止
		に関する指導を行った場合に選択する(機械集
		材装置及び運材索道に関する指導を含む)。
16	墜落・転落	墜落又は転落による危険の防止に関する指導を
		行った場合に選択する。
17	飛来・崩壊	物体の飛来、落下又は崩壊による危険の防止に
		関する指導を行った場合に選択する(掘削作業
		に伴わない地山の崩壊、石の落下、落盤等に関
		する指導を含む)。
18	通路・足場・作業構台	通路、足場、作業構台(階段、桟橋、出入口を
		含む。)に関する指導を行った場合に選択する。
19	交通労働災害	交通労働災害防止に関する指導を行った場合に
		選択する。

•

0.0	-t- Lik)-tt-1	大機盗効による特束際中のはよと明する地道な
20	有機溶剤	有機溶剤による健康障害の防止に関する指導を
		行った場合に選択する(有機溶剤に係る局所排
		気装置等、保護具、作業環境測定及び健康診断
		に関する指導を含む。)。
21	鉛	鉛による健康障害の防止に関する指導を行った
		場合に選択する(鉛に係る局所排気装置等、保
		護具、作業環境測定及び健康診断に関する指導
		を含む。)。
22	四アルキル鉛	四アルキル鉛による健康障害の防止に関する指
		導を行った場合に選択する(四アルキル鉛に係
		る局所排気装置等、保護具及び健康診断に関す
	ı	る指導を含む。)。
23	特定化学物質	特定化学物質(一酸化炭素及び石綿を除く。)
		による健康障害の防止に関する指導を行った場
		合に選択する(特定化学物質に係る局所排気装
		置等、保護具、作業環境測定及び健康診断に関
		する指導を含む。)。
24	一酸化炭素	一酸化炭素による健康障害の防止に関する指導
	·	を行った場合に選択する(一酸化炭素に係る保
		護具に関する指導を含む。)。
25	石綿	石綿による健康障害の防止に関する指導を行っ
		た場合に選択する(石綿に係る局所排気装置等、
		保護具、作業環境測定及び健康診断に関する指
		導を含む。)。
26	ダイオキシン類	ダイオキシン類ばく露防止対策に関する指導を
		行った場合に選択する(ダイオキシン類に係る
		保護具に関する指導を含む。)。
27	粉じん	粉じんによる健康障害の防止に関する指導を行
		った場合に選択する(粉じんに係る局所排気装
		置等、保護具、作業環境測定及び健康診断に関
		する指導を含む。)。
28	酸欠・硫化水素	酸素欠乏症及び第二種酸素欠乏危険作業に係る
	,,	硫化水素中毒の防止に関する指導を行った場合
		に選択する(酸欠・硫化水素に係る保護具、作
		業環境測定に関する指導を含む。)。
29	 電離放射線	放射線の被ばく管理対策に関する指導を行った
43	1-D FOE I/A 43 N/A	WY 41 100 - 10 10 1 11 12 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

·		
		場合に選択する(電離放射線に係る保護具、作
		業環境測定及び健康診断に関する指導を含
		む。)。 -
30	暑熱又は寒冷	暑熱又は寒冷な環境で行う作業に係る健康障害
		の防止に関する指導を行った場合に選択する。
31	騒音	騒音障害の防止に関する指導を行った場合に選
		択する(騒音に係る保護具、作業環境測定及び
		健康診断に関する指導を含む。)。
32	振動	振動障害の防止に関する指導を行った場合に選
		択する(振動に係る健康診断に関する指導を含
		む。)。
33	高気圧	高気圧業務に係る危険及び健康障害の防止に関
	·	する指導を行った場合に選択する(高気圧業務
		に係る健康診断に関する指導を含む。)。
34	有害光線	有害光線による健康障害の防止に関する指導を
		行った場合に選択する(有害光線に係る保護具、
		健康診断に関する指導を含む。)。
35	局所排気装置等	ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、
		局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体
		換気装置に関する指導を行った場合に選択す
		る。
36	保護具	保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等に関する指
		導を行った場合に選択する。
37	事務所	事務所の衛生管理に関する指導を行った場合に
		選択する(事務所に係る作業環境測定に関する
		指導を含む。)。
38	腰痛	職場における腰痛予防対策に関する指導を行っ
		た場合に選択する(腰痛に係る健康診断に関す
		る指導を含む。)。
39	労働安全衛生マネジメントシステム	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指
		導を行った場合に選択する。
40	リスクアセスメント	リスクアセスメントに関する指導を行った場合
-		に選択する(労働安全衛生マネジメントシステ
		ムに関する指導を行った場合を除く。)。
41	元方事業者等	元方事業者又は注文者が行う関係請負人に対す
		る労働災害防止のための措置について指導した

		場合に選択する(請負人に対する指導を含む。)。
42	 自主検査	機械等の自主検査に関する指導を行った場合に
		選択する。
43	安全衛生教育	危険又は有害な業務に従事する者に対する教育
		に関することについて指導を行った場合に選択
		する。
44	就業制限	クレーン運転士等の資格取得の促進等就業制限
		業務に関する指導を行った場合に選択する。
45	作業環境測定	作業環境測定に関する指導を行った場合に選択
		する(測定結果の評価、事後措置に関する指導
		を含む。)。
46	健康診断	健康診断に関する指導を行った場合に選択する
		(特殊健康診断、指導勧奨による健康診断、事
		後措置に関する指導を含む。)。
47	過重労働	過重労働による健康障害防止対策に関する指導
		を行った場合に選択する。
48	メンタルヘルス	メンタルヘルス対策に係る指導を行った場合に
		選択する。
49	健康保持増進	健康保持増進に関する指導を行った場合に選択
		する(メンタルヘルス対策に係る指導を除く。)。
50	快適職場	快適な職場環境の形成のための措置に関する指
		導を行った場合に選択する (職場における喫煙
1		対策に関する指導を含む。)。
51	秘密の保持	健康情報の適切な取扱いに関して指導を行った
	ye - th - whi Mi ut- A	場合に選択する。
52	その他の産業安全	その他の産業安全に関する指導を行った場合に
	To the or all tell the st	選択する。
53	その他の労働衛生	その他の労働衛生に関する指導を行った場合に
		選択する。

様 式

「安全衛生指導結果を登録するための労働基準行政情報システムの改修等について(追加意見照会)」に対する意見

労働局

				
頁	行	本 文	意見及び修正案	理由
		•		
	l			
	I		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		·		
	J			
	l			
	1			
				·
	I			
	1			
	1	•		
	l			
	l			,